

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 NOV (Vol.66)

CONTENTS

海外拠点ニュース 「with ゼロコロナ政策」が生み出した“キャンプ経済”	2
株式会社中国銀行上海駐在員事務所	
新興国ニュース第66回海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
【急速な円安ルピア高に伴う、未実現為替差益への対応】＜インドネシア＞	8
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士 加藤 豪氏	
タイ法令の最新情報	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
2023年度予算案 ＜マレーシア＞	13
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
香港入境後のホテル強制隔離 9月26日より廃止 ＜香港＞	16
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏	
BEPS 防止の多数国間条約に承諾、2022年9月1日に発効	19
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	
TEL:086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当社がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当社都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

「with ゼロコロナ政策」が生み出した“キャンプ経済”

株式会社中国銀行
上海駐在員事務所

新型コロナウイルスの感染拡大を徹底的に抑制する「ゼロコロナ政策」が続く中国では、国慶節連休中（10月1日～7日）も旅行自粛要請など、各地で行動制限が強化されました。

中国文化観光省がまとめた国慶節に伴う大型連休期間中の国内観光収入は、前年同期比26.2%減の2,872億1,000万元（約5兆8,900億円）にとどまり、これは新型コロナウイルス流行前の2019年同期収入の44.2%水準です。厳しい防疫措置が国内消費を抑制し、脆弱な景気をさらに下押しするのではないかと懸念されています。

一方、新型コロナウイルスの流行により、中国で近時高まっているのがキャンプブームです。

行動制限に伴い、都市間旅行を最小限に抑え、郊外の公園や周辺の村などで野外活動を楽しむのが新しいスタイルとなっており、休日の人気の選択肢となっています。「キャンプ経済」とも言われ、新たな消費シナリオを生み出しながら、市場規模を確実に拡大させているその現状をご紹介します。

1. 新たなトレンド『キャンプ』

コロナウイルス流行前まで大型連休期間といえ、いつもより人口が減り、「空城（閑散として空洞化している都市）」となる現象が話題となっていた上海ですが、現状は気軽に遠出の旅行も出来ず、上海市外への移動を控え、市内や周辺などの近場で過ごす傾向が強くなっています。

そこで近時、休暇の過ごし方として人気が高まっているのが『キャンプ』です。上海の郊外にも

大型のキャンプ施設がオープンするなど、市外へ移動することなく楽しむことのできる屋外レジャーとして定着しつつあります。

国慶節連休中、オンライン旅行サイト「Ctrip／携程旅行」（シートリップ）のプラットフォームを利用したキャンプツアー（上海市内）への注文は、前年同期比で10倍以上に増加し、その約80%近くを上海市内の居住者が占めました。



【上海市内の休日の公園風景】

2. キャンプ市場動向

キャンプブームの高まりにより、アウトドア関連商品の販売も大幅に増加しています。中国のキャンプ関連ブランドである「牧高笛（MOBI GARDEN）」の2022年度上半期の売上高は8億6,700万元（約178億円）で、前年同期比61.34%増となっています。

また、中国では毎年大規模なECセールが開催されますが、その2大イベントの一つは、日本でも毎年報道されている11月11日に開催される「ダブルイレブン（W11／独身の日）」です。それと双璧をなすのが6月18日に開催される「618 商戦」というイベントなのですが、今年の「618 商戦」にて、「牧高笛（MOBI GARDEN）」と「挪客（Naturehike）」との売上高は、去年同期対比で300%以上も増加したと報道されています。



【MOBI GARDEN 商品】

上海市内にあるスポーツ用品販売大手デカロン（DECATHLON／迪卡侬）のアウトドア商品売場で聞いたところ、以前は主にバックパッカーが冒険やレジャー活動に使用する小型テントや、それに付随する商品が売れる程度であったものの、最近では特にファミリー向けの中・大型テントの売れ行きが好調（コロナ流行前の倍以上）とのことであり、キャンプが中国の幅広い年齢層に浸透し、身近なものになってきていることを実感しました。

3. キャンプ市場の今後と課題

中国の調査会社である艾媒諮詢（iiMedia Research）によると、2021年の中国のキャンプ経済の中核市場規模は747億5,000万元（約1兆5,300億円）に達しており、2025年には2,483億2,000万元（約5兆900億円）にまで増加すると予測されています。

キャンプ市場が急速に拡大していることに伴い、キャンプ関連企業も増加しています。香港系証券会社「申港証券」のデータによると、2021年だけでも21,703の新規キャンプ関連企業が登録されています。市場が大きいことは間違いありませんが、相応に競合が多いことも事実です。

また、中国のキャンプ市場の急速な発展は、インフラの供給不足や不十分な管理システムなどの問題を露呈させており、その急速な発展に見合う成熟したビジネスモデルが構築されていないと言われています。中国のキャンプ産業はまだ初期の拡大段階であり、新規キャンプ関連企業が今後生き残っていくためには、キャンプをビジネスとして運用していくための、より専門的な見識や、外部からの支援も必要になると思います。

4. 都会のオアシス「キャンプ・カフェ」

今上海では、キャンプをテーマとしたキャンプ・カフェが人気となっています。

その代表的なカフェの一つが、弊行事務所からほど近いところ（約1km）にあります。緑を多

く用いた店内は、テーブルやチェアもさることながら、薪やランタンなどのキャンプ用品をディスプレイとして活用しています。店内全体がキャンプ場の雰囲気を醸し出すレイアウトとなっており、外観からは想像できないような非日常的な空間を作り出しています。

先日、ふと店内を覗いてみると、多くの若者が食事やコーヒータイムを楽しんでおり、平日の昼間とは思えない盛況ぶりでした。まだまだ終わりの見えないゼロコロナ政策下での生活にストレスが溜まることも多い日常ですが、「キャンプ」という身近な非日常空間が癒しを得ることのできるオアシスになり、上海市民のストレス解消に一役買っています。



【写真：キャンプ・カフェ「CAMP781」の様子】

以上

上海駐在員事務所

所在地：

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心
2007 室

Room 2007, Shanghai International Trade Center, 2201 Yan-an Road (West) Shanghai, China 200336

TEL : (+86) 21-6275-1988

FAX : (+86) 21-6275-1989

Email : cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第66回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はタイ・フィリピン・ミャンマーの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～タイ～

【タイ平均賃上げ率 5%に設定】

国家賃金委員会は、1日当たりの最低賃金を平均で 5.02%引き上げることと決定し、バンコクとその周辺の県で 22 パーツの引き上げとなる賃上げを 10 月に発効する予定です。

タイの労働次官は、最低日給の引き上げを検討している第三者委員会で、328 パーツから 354 パーツの間で引き上げることと合意したと述べました。9つの州で異なる賃上げ率となります。

この提案では、チョンブリ、ラヨーン、プーケットでは最低賃金 354 パーツとなり、一方で最南端のヤラ、パタニ、ナラティワート、ナン、ウドンタニでは最低賃金 328 パーツとなる予定です。バンコクとその周辺の州では、現在の最低賃金 331 パーツから 22 パーツの値上げとなる 353 パーツとなる予定です。

前回の賃上げは 2020 年 1 月に行われ、313 パーツから 336 パーツまでの幅があり、チョンブリとプーケットが最も高い賃上げ率でした。

ブーンチョブ氏によると、労働、企業、政府の代表者で構成される委員会による決定は全会一致であり、10 月に発効できるようにできるだけ早く承認のために内閣に進められるとのことで

す。

平均 5%の値上げが、パンデミックの影響でまだ動揺している小規模事業者にどれほど影響を与えるか注視する必要があります。

※8月30日現在では、公式にはまだ発表されていないため、この記事の内容が変更される可能性があります。

～フィリピン～

【2023年の一般祝祭日と特別祝祭日の発表】

2022年8月23日、フィリピン政府は2023年の一般祝祭日(Regular Holiday)と特別祝祭日(Special Non-Working Day)のリストを発表しました。

フィリピンでの一般祝祭日とは、独立記念日やクリスマス等、毎年訪れる祝祭日のことです。

それに対して、特別祝祭日とは、フィリピン国にとって歴史的あるいは宗教的に重要な事柄にちなんだ日として制定された祝祭日のことをいいます。

毎年、フィリピン政府は8月に翌年の祝祭日について発表します。しかし、政府の発表によってこれら祝日の日付が分かることもあるので注意が必要です。

また、今回発表されたのはフィリピン国の祝日であり、地方都市によってはその他の祝日が設定されている場合もあります。

例えば、2022年9月9日(金)はセブ島での特別祝祭日とされ、ルソン島に位置するマニラやその他の地域は平日である中、セブ島全域は休日となっております。

以下が 2023 年のフィリピンの祝日一覧になります。

一般祝祭日 (Regular Holiday)

- 1 月 1 日 (日) 元旦 (New Year's Day)
- 4 月 6 日 (木) 聖木曜日 (Maundy Thursday)
- 4 月 7 日 (金) 聖金曜日 (Good Friday)
- 4 月 9 日 (日) 勇者の日 (Araw ng Kagitingan)
- 5 月 1 日 (月) 労働の日 (Labor Day)
- 6 月 12 日 (月) 独立記念日 (Independence Day)
- 8 月 28 日 (月) 英雄の日 (National Heroes Day)
- 11 月 30 日 (木) ボニファシオ記念日 (Bonifacio Day)
- 12 月 25 日 (月) クリスマス (Christmas Day)
- 12 月 30 日 (土) リサル記念日 (Rizal Day)

特別祝祭日 (Special Non-Working Day)

- 2 月 25 日 (土) エドゥサ革命の日 (EDSA People Power Revolution Anniversary)
- 4 月 8 日 (土) 聖土曜日 (Black Saturday)
- 8 月 21 日 (月) ニノイ・アキノ記念日 (Ninoy Aquino Day)
- 11 月 1 日 (水) 諸聖人の日 (All Saint's Day)
- 11 月 2 日 (木) 特別祝祭の追加日 (Additional Special Day)
- 12 月 8 日 (金) 無原罪の聖マリアの日 (Feat of the Immaculate Conception of Mary)
- 12 月 31 日 (日) 年末 (Last Day of the Year)

【フィリピンでの休日労働について】

フィリピンの労働法では、上記のような一般祝祭日や特別祝祭日における従業員の労働を休日労働とし、割増賃金の対象としています。

一般祝祭日では、従業員は労働をしなくても通常の給与が支払われます。もし、労働が発生した場合は、通常の賃金の 200% (倍額) の給与が支

払われます。

特別祝祭日では、Special Non-working Day と記されるように、労働をしない場合は給与の支払いは行われません。もし、労働が発生した場合には、通常の賃金の 30% 割増しされた給与を企業は支払う義務があります。

その他、フィリピンでの割増し賃金については下記のとおりです。

- ・通常の出勤日に時間外勤務した場合：125%
- ・特別祝祭日に 8 時間超の労働をした場合：130%
×30%=169%
- ・所定休日かつ一般祝祭日で労働をした場合：260%
- ・所定休日かつ一般祝祭日で 8 時間超の労働をした場合：260%×30%=338%
- ・所定休日かつ特別祝祭日で労働をした場合：150%
- ・所定休日かつ特別祝祭日で 8 時間超の労働をした場合：150%×30%=195%

予想外の従業員への余分な給与支払いを避けるためにも、企業は祝祭日の把握も必要となります。企業は従業員の休息日を定めることが出来ませんが、従業員の宗教的な習慣を考慮・尊重し、週間の休息日を定めることを推奨されています。

～ミャンマー～

【規制関連】

中央銀行をはじめとする外貨規制が強まっています。

現在、送金等の可否は以下のようにまとめられます：

アクション	DICA 企業	免除企業
国内チャット送金	可能	可能
国内外貨送金	不可能	可能
国外外貨送金	FESC 認可が 必要	FESC 認可が必要
輸入代金支払い	FESC 認可が 必要	FESC 認可が必要
チャット預金引き 出し	可能 (週 MMK5,000,0 00 のみ)	可能 (週 MMK5,000,000 のみ)
外貨預金引き出し	不可能	可能
外貨預金保有	不可能 (強制 兌換対象)	可能
銀行からの外貨購 入	不可能	不可能
他社からの外貨購 入	免除企業・輸 出企業から可 能	免除企業・輸出企業か ら可能

ここでいう免除企業とはMIC認可取得企業、SEZ内企業、ODA関連企業など、外貨規制が該当しないことが宣言されている会社を指し、それ以外のすべての会社はDICA企業とまとめられます。

また、認可を得るべき役所であるFESCは外国為替監督委員会と訳されます。

2022年8月の大きな変更点としては、これまでFESCから認可を得てMMKで外貨を購入し、そのあと外貨送金を行うというやり方が中心であったところ、銀行からの購入ができなくなり、輸出企業が受け取った外貨収入や、免除企業の保有する外貨のみを、購入できるようになったという点です。

この点、従来であれば一切不可能であった国内外貨送金も、企業が輸出企業または免除企業から外貨を購入する場合にのみ、銀行は国内送金を許

可し、その時点でFESCからの海外送金の認可も得られていれば、そのお金で送金ができるということになりました。

【ミャンマー中央銀行公定レート (2022年8月5日以降)】

2022年1月からUSD1.00 = MMK1,778、4月1日からはUSD1.00 = MMK1,850と、為替レートをコントロールしてきたミャンマー中央銀行ですが、8月5日以降、新たにUSD1.00 = MMK2,100とレートが更新されました。

すでに、市中のレート(具体的には、MMKでUSDを購入するためのレート)はUSD1.00 = MMK3,100(8月25日現在)とも報じられており、いわゆる市場レートと公定レートの乖離は引き続き進行しています。

今回のレートの更新により、公的な機関で用いられるUSD<>MMKのレートが少しだけ市場レートに近づいた格好ですが、国内の混乱によるインフラの未整備から、経済は停滞し、一層外貨を稼ぎにくい状況が続いているため、MMKの価値の下落が止まるとは予想されておらず、さらなる切り下げ(=USD1.00=MMK2,500になるなど)も恐れられています。

なお、取引が認められた外貨、特にUSDの購入・販売に際しては、中央銀行の公開レートから±0.3%の範囲内でのみ為替を設定できると定められています。

【会社休眠・清算関連】

国内ビジネス環境の悪化に伴い、国内の活動を停止する企業が相次いでいます。

人的リソースを他国に当て、ミャンマーのビジネスは出張ベースで対応する、すべてを遠隔で取

り仕切る、スタッフも含めて誰もいない状態にして休止させる、など様々な方法で事業の縮小・停止が行われていますが、同じ流れで、ミャンマー法人から国外への出資を行うというスキームも検討され始めています。

特に、隣国タイでのビジネス環境が整っているため、外国人の出資は49%までという規制こそありますが、法人設立など、誘致が加速しています。

一方、ミャンマーには会社法上休眠というステータスが存在せず、活動をゼロにしても監査や年次報告の義務が発生します。会社の維持にかかる費用を計算し、法人清算を決める場合、新たな法律である倒産法（Insolvency Law）に基づく株主による任意清算（Members' Voluntary Winding Up）が採られています。

登記局 DICA のポータルサイト MyCO でも、徐々にこうした実務の体制が整ってきており、提出書類も整備されてきています。来月9月からは、清算人の任命（Appointment of Liquidator）と最終帳簿の提出（Submission of Final Account）がフォームとしてダウンロード可能になる予定です。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【急速な円安ルピア高に伴う、未実現 為替差益への対応】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

米国公認会計士

加藤 豪氏

【急速な円安ルピア高に伴う、 未実現為替差益への対応】

今年は年初比で、円がルピアに対し約15%下落しています(2022年9月末現在)。円建で親子ローンを実施している会社も多いと思いますが、その場合、インドネシア子会社側で多額の為替差益が計上されることとなります。5億円の借入を実行している場合、単純計算で7,500万円相当の為替差益が計上されます。実は、インドネシアではこのような「未実現為替差益」に対しても、課税されます。

◆Income tax law 2008 Article 4

I. 実現/未実現為替差益は、課税所得として計算する。

◆同法 注記

e. 為替差損益の換算及び税務上の認識は、現行のインドネシアの会計基準上で認められた方法により、継続的に行うものとする。

そのため、営業利益が赤字なのに、法人税の納税が多額に発生する、といったケースも出始めています。12月決算の会社は、まだ対策を打てる可能性があります。合法的に節税できる選択肢は多くありませんが、取り得る選択肢を知っておくことは重要です。今回は、「急速な円安ルピア高に伴う、未実現為替差益への対応」を見ていきたいと思っています。

①決算前に請求を受ける

まず最初に思いつきやすいのが、決算前に出来る限り請求を受けて、課税所得を圧縮しようということです。しかしながら、これは短絡的な手法であり、様々なリスクを伴います。そもそも、決算前に急いで原材料や商品仕入をしたところで、決算時に在庫として残っているのであれば、課税所得の圧縮にはなりません。在庫として計上しないというのであれば、脱税になってしまいます。また、機械や設備の購入も、節税になりません。BSに固定資産計上を求められ、PLに一括費用計上することができないからです。

そうすると、次に考えるのはグループ間で無形のサービス等の請求を受ける、ということになるのですが、当然ながら実態がないとただの脱税目的の請求ですし、移転価格上の問題もあります。グループ間で本当に実態があって、かつ未請求のサービスがあったということでしたら、請求できる可能性はあります。この場合は、サービス実態のエビデンスを残しておくということと、移転価格上問題ない価格設定をすることが重要となってきます。

いずれにしても、決算前に出来る限りの請求を受ける、という方法では、税務上問題ない範囲で課税所得の多くを圧縮できるような効果は期待できないと思います。

②借入の通貨をルピアに変更する

借入の通貨をルピアに変更することで、インドネシア側に為替差損益を発生させないようにする、といった方法も考えられます。覚書を作成することで、借入の通貨変更をすること自体は問題ありません。ただしこの場合、逆に日本側で為替差益が発生することになりますので、結局どちらの国で納税するか、という問題に帰着します。また、通貨変更をする時点までの為替差益は取り消

せませんので、いままで計上した為替差益を取り消そうと思えば、期首に遡って通貨変更をしたことにしないといけません。この点、法務的なコンプライアンス上の問題もあるといえます。

③リースを利用する

機械等をリースする場合、リース料を実際に支払った時点で損金算入できますから、リース期間を工夫することで、合法的に早期償却が可能になります。インドネシアでは税務上の減価償却の期間が厳密に定められており、カテゴリーⅠは4年、カテゴリーⅡは8年、カテゴリーⅢは16年となります。これがリースの場合、カテゴリーⅠは最短2年、カテゴリーⅡとⅢは最短3年でリース期間を設定できます。

4,800,000,000 Rp. の、カテゴリーⅢの機械設備の例で違いを見ていきます。

自社購入で通常の減価償却をした場合、
 $4,800,000,000 \text{ Rp} / 16 \text{ 年} = 300,000,000 \text{ Rp}$
 が年間の減価償却額になります。

これを3年のリースで実行した場合、
 $4,800,000,000 \text{ Rp} / 3 \text{ 年} = 1,600,000,000 \text{ Rp}$
 が年間の損金算入額になります。

したがって、リースにした場合の正味節税額としては、
 $(1,600,000,000 \text{ Rp} - 300,000,000 \text{ Rp}) \times 22\% \text{【法人税率】} = 286,000,000 \text{ Rp.}$
 となります。

もちろん、リースの場合は、元金のほかに利息も支払わなければなりません、トータルの節税メリットが利息の支払い額を上回るケースが多いです。なお、自社の機械設備をリースバックす

ることも同様に可能です。

遡ってリースするわけにはいきませんので、決算に近い会社は、いまからリースを行うことになり、1年分の節税メリットを享受できないかもしれませんが、この場合は初月のリース料支払いを大きくするなど調整できる可能性もあります。

④退職金私的年金（DPLK）を利用する

退職金は、引当金の計上時には損金算入できず、実際に退職金を支払った時のみに損金算入可能です。金融機関が政府認定で設立している、退職金私的年金（DPLK）を利用することで、DPLKに退職金積立金を拠出した時点で、損金算入することが可能になります。DPLKに積立を行うと、将来退職金が発生した場合には、DPLKから直接退職者に退職金が支払われます。

デメリットとしては、定期預金と違って、退職金にしか使うことのできない「固定された資金」になってしまうことですが、退職金は将来必ず発生するものですし、以下のようなメリットがあります。

- i. 拠出した時点で損金算入できることによる節税効果
- ii. 定期預金以上に金利がつくプランもある（ただし、この金利分も、退職金にのみ使用される。）
- iii. 退職金に対して、通常より低い税率の所得税が課せられる
- iv. 会社が退職金積立を行っていることで、従業員の会社に対する安心感、ロイヤルティの向上

なお、DPLKを利用して、課税所得を圧縮したい場合は、期末までに実際にキャッシュアウトをしなければなりません。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan

12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販
売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/デー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国

・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

1. 社会保険料率の軽減措置について

タイ政府は社会保険料率（社会保障法第 33 条に基づく）の軽減措置を閣議で承認し、2022 年 9 月 30 月に官報に公示しました。

対象期間：2022 年 10 月度～2022 年 12 月度

対象：雇用主負担分と従業員負担分

軽減後の社会保険料率：3%あるいは最大で 450THB

※従来は 5%（最大で 750THB）

※詳細は以下リンクよりご確認ください。（タイ語）

Tax-EZ <[https://tax-ez.info/Update/View/DR8k
B6f4/](https://tax-ez.info/Update/View/DR8kB6f4/)> ลดเงินสมทบประกันสังคมนายจ้าง-ลูกจ้าง จาก 5% เหลือ 3% (ด. ค. -ธ. ค. 2565)

2. 最低賃金（日額）の改定について

賃金委員会は 2022 年 8 月 26 日、最低賃金（日額）の引き上げ決定し、9 月 19 日の官報に改定額を公示しました。

詳細は右記の通りです。

適用開始日：2022 年 10 月 1 日

<タイの最低賃金【日額】の一覧（※主要県のみ表示しております。）>

番号	賃金 (単位バ ーツ、1 日あた り)	県数	県
1	354	3	チョンブリー県、プーケット県、ラヨーン県
2	353	6	バンコク都、ナコーンパトム県、ノンタブリー県、パトゥムターニー県、サムットプラカーン 県、サムットサーコーン県
3	345	1	チャチェンサオ県
4	343	1	アユタヤ県
5	340	14	クラビー県、コーンケン県、チェンマイ県、トラート県他
6	338	6	カーラシン県、チャンタブリー県、ナコーンナヨック県、ムックダーハーン県他
7	335	19	カーンチャナブリー県、チャイナート県、ナコーンパノム県、ナコーンサワン県、ブリーラム県他
8	332	22	カムペーンペット県、チャイヤブーム県、チュムポーン県、チェンライ県他
9	328	5	ナラーティワート県、ナーン県、パッタニー県、ヤラー県、ウドーンターニー県

※詳細は以下リンクよりご確認ください。（タイ語）

Tax-EZ <[https://tax-ez.info/Update/View/1Ew8K
B0m/](https://tax-ez.info/Update/View/1Ew8KB0m/)> ปรับขึ้นค่าแรงขั้นต่ำ 2565 บังคับใช้ตั้งแต่ 1 ตุลาคม 2565 เป็นต้นไป

以上、ご確認の程宜しくお願ひ致します。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

2023年度予算案

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・個人所得税の減税
- ・中小企業の法人税減税

<2023年度予算案>

加藤：先週金曜日、翌年度予算案が発表されましたね！

N子：はい。ただ下院が解散になったので、今後どうなるか分かりませんね。

加藤：そうですね。ただ、いちおう与党が勝つという予想が多いと思うので、最悪白紙になるかもしれないという前提で、発表された予算案の中身をご説明するしかないと思うのですが。

N子：そうですね。

加藤：はい。では説明させていただきますね。

N子：はい。まず、ポイントというか、目玉政策はありましたか？

加藤：私は、会計税務の専門なので、歳出の詳細はNNAさんの記事にお任せするとして、税制面に絞って申し上げますと、正直パツとしない予算案ですね。よくこれで選挙に臨めるなって感じです。

<個人所得税と法人税の減税>

N子：なるほど。所得税や法人税の減税が有ったと聞いてますが、目玉ではないんですか？

加藤：確かに、それ位しか目を引くものが無いかなという感じです。ただ、両方とも減税額が小さ過ぎるんですよ。

N子：減税って謳っておいて、実はそんなに大したことないってやつですね？

加藤：そうなんです。例えば、個人所得税（居住者）については、課税所得 RM50,001 - RM70,000 の段階について2%、課税所得 RM70,001 - RM100,000 の段階についても2%減税されているのですが、減税額はMaxでRM1,000だけなんです。

N子：小さいですね。。

加藤：はい。ちなみに、RM250,001 - RM400,000 の段階では、0.5%の増税になっています。

N子：なるほど。

加藤：次に、中小企業の法人税率も、今までは課税所得RM60万まで17%、それを超える部分に対して一般税率の24%でしたが、軽減税率部分を細分化して、RM10万まで15%、RM100,001~RM60万まで17%、60万超部分が24%という事になります。

N子：つまり、下がったのはRM10万までの所得だけですね？

加藤：そうなんです。たったのRM2,000ですよ。企業経営してて、誰がRM2,000の減税を喜びます？

N子：ほんとですね。

<適格国内ミニマムトップアップ税

(QDMTT)2024年から開始>

N子：後は、どんなものが有ったんですか？

加藤：はい。直ちに導入ではなく、2024年の導入なんですけど、かなり重要なと思うものも有りました。

N子：そうなんです。

加藤：はい。OECDが主導する「グローバルミニマム課税」っていうのが有るんですが。

N子：はい。

加藤：世界中でほとんど税金を払っていない超有名な超大企業が有りますよね？

N子：はいはい。何社か浮かびますね。

加藤：そういう会社の利益に、本社所在国で課税するための策が、グローバルミニマム課税なんです。例えば、タックスヘイブンにある子会社が凄いい利益をあげているが所在国で払った税金がゼロである場合、本社所在国は当該子会社の利益に15%課税できるという全く新しい仕組みです。

N子：なるほど。

加藤：子会社所在国側で、それに対抗するのがタイトル出しした「適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT)」です。本社所在国に税金を持って行かれると、タックスヘイブンが旨味を失ってしまうので、どうせ本社所在国に持って行かれるくらいなら、タックスヘイブン側で15%課税しようというのがQDMTTなんです。

N子：なるほど。

加藤：マレーシアはいわゆるタックスヘイブン国ではありませんが、年間売上高が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業 (MNE)の子会社が、RA/ITA/パイオニアステータス等のインセンティブをエンジョイして実効税率が15%を下回る場合、2024年度から、追加税額 (15%と実効税率の差)が発生する可能性が有るんですよ。

N子：それは大変な事ですね！！

加藤：そうなんです。まだ全然詳細は不明なんですけど、早く細かい情報が知りたいところです。

N子：本当ですね。

加藤：OECDでの議論の趣旨を素直に捉えると、親会社の規模が売上7.5億ユーロの子会社だけにインパクトがあるはずなんですけど、変に拡大解釈とかしなないで欲しいですね。

<その他>

加藤：その他、いちおう重要な点とを以下に列挙します。次回以降、ご説明致します。

●水力発電など、一部業界の欠損金の繰越し期間を10年から20年に延長

●オートメーション化に対するインセンティブ (200%控除) が拡張。新たにインダストリー4.0や農業を含む。

●二酸化炭素の回収と貯留に関するITA等の新しいインセンティブ

●グリーンテクノロジー税制 (GITA/GITE) の一部内容変更と2年間延長。

●プリンシパルハブ及びグローバルトレーディングセンターの3年間延長

●各種EVに対するインセンティブ

●各種観光業関連のインセンティブ

●IRBへの支払につき、2024年度からオンライン支払が義務付け

●18歳になると自動的にTIN番号 (税務番号) を割り当て

●将来炭素税を導入

N子：ありがとうございます。あと、2022年度予算案でやり残しはありますか？

加藤：そうなんですよ。ごめんなさいね。少しだけあるので、それも以下に纏めますね。

●オンライン販売で、航空クーリエサービスによりマレーシアの消費者に配送される、海外からのRM500以下の商品 (低価格商品 - LVG) は、セールスタックスの対象となる (発効：2023年1月1日)

●eコマースプラットフォームを使用してサービスプロバイダーが提供する商品デリバリーサービスにサービス税を課す (食品・飲料のデリバリーサービスと、ロジスティックサービスを除く。発効：2022年7月1日から)

●電気自動車産業の発展を支援するための優遇措置

2022年1月1日から2025年12月31日までのマレーシア組み立てEVの部品に対する完全な輸入税免除

2022年1月1日から2025年12月31日までのマレーシア組み立てEVに対する完全な物品税及びセールスタックスの免除

2022年1月1日から2023年12月31日までの輸入CBU・EVに対する完全な輸入関税及び物品税の免除

(更に2023年度予算案にて、様々な延長・拡張が提案された。)

●ローン契約の改定・リスケジュールに対する印紙税の100%免除措置が1年間延長され、2022年1月1日から2022年12月31日までに締結されたローン契約についても有効。(更に、2023年度予算案にて2年間延長。2024年まで。)

●個人(外国人以外)の5年目以降の不動産譲渡につき、不動産譲渡益税が軽減。5%より0%へ。

NNA 隔週記事 (出所: NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名(2020年11月時点)

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援: 設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援: 移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援: バイサイド、セルサイド、財務DD対応
会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯: +60-12-371-0369

香港入境後のホテル強制隔離 9月26日より廃止 ＜香港＞

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

9月23日（金）香港政府は、香港入境者に求めていた到着時の指定ホテルでの強制隔離を26日朝6時より廃止すると正式に発表しました。同時に搭乗前48時間以内のPCR検査陰性証明の提示も不要となります。今後は搭乗前24時間以内の抗原検査の陰性結果のみ必要となり、到着後に香港でPCR検査を受けることとなります。

香港内では長期に渡る水際対策による経済への影響や、世界的な規制緩和の動きを受けて、香港も規制緩和すべきだという声が上がっていました。今月に入ってから政府はホテルでの強制隔離を解除する方向で検討していると度々報道されていましたが、満を持してようやく正式に規制緩和が発表されました。

新たな措置の変更点は下記4つです。

①海外及び台湾から香港国際空港を經由して入境する場合、現行の「ホテル隔離3日間＋自宅で健康観察4日間」が「ホテル隔離0日間＋自宅で健康観察3日間」へ変更となります。

②出発前48時間のPCR検査の陰性証明の提示が不要となり、代わりに出発前24時間の抗原検査の陰性証明のみ提出が必要となります。

③ワクチン未接種の香港居民の香港入境が制限されません。

④「来港易」「回港易」の1日あたり上限人数が撤廃されます。

（中国本土（場所を問わず）とマカオから香港へ入境する者）j

政府の発表によると、これまで出発前に必要だったPCR検査は今後不要となり、自身で行える簡易な抗原検査が義務付けられます。香港入境後はまず空港でPCR検査を受け、その結果を待たずに自宅或いはホテルへ移動することができます。その際の交通手段は問わず、自宅やホテルへ到着後の外出も制限されません。入境後の3日間は「黄碼/黄色コード」が表示されるためレストランやバーなどへの立ち入りは制限されますが、通勤や通学は制限されません。3日目に陰性の結果を受け取れば「藍碼/青色コード」に表示が変わります。また、指定ホテルでの強制隔離中における人で今回の撤廃により予定より早くチェックアウトを希望する場合、ホテル側は返金に応じることになっています。

香港居民はワクチン完全接種者でなくても飛行機への搭乗が可能となりますが、香港居民以外はワクチン完全接種済であるか、ワクチンを接種できない旨の医学的証明書がなければ搭乗できません。

世界的に水際対策の撤廃や緩和が進む中、長らく香港は比較的厳しいコロナ対策を行ってきており、国際都市の香港はすでに3年近く海外との門戸を閉ざしていました。それによって経済活動にも多大な影響が出ていました。香港政府は、現在海外からの新型コロナウイルスの輸入リスクはそれほど高くなく、香港の市中感染と比べてもそのリスクは低いと分析し、香港の経済活動、競争力、入境の利便性などを考慮し今回の水際措置の緩和を決めたこと今回の決定について説明しました。

香港の旅行業界は政府の発表を受け、業界の復活が見込めると期待しています。もちろん水際対策が緩和されたとはいえ、最初の3日間 に一定の行動制限があるとなると、短期日程の外国人観光客が以前のように戻って来るかと言えば現実的ではないかもしれません。しかし少なくともビジネス客、海外から家族や友人に会いに香港を訪れる人、徐々に海外より里帰りする香港人など、観光客以外の人々の流れは期待できます。そして何より、旅行好きの香港人がようやく気軽に海外へ出ることができるようになるため旅行業界にも活気が戻ってきそうです。

<日本—香港往復、各航空会社の動向>

・キャセイパシフィック航空

10月からフライト200便を増やす計画を発表しています。

10月より東京（成田）と大阪へのフライトをそれぞれ43便、50便増加

11月1日から、東京（羽田）への毎日のフライトを再開

12月1日から、札幌への週4便のフライトを再開

・全日空（ANA）

10月31日から、東京（羽田）へのフライトを再開し、週4往復します。

現行の東京（成田）への週3便を合わせると東京—香港間は週7便となります。

・香港エクスプレス

今後3ヶ月（10月～12月）で400便（8万席）のフライトを増便させる計画です。

香港発着では東京、大阪、福岡、バンコク、シンガポールの往復路線で、特に東京（成田）のチケットは往復1万香港ドルを超えているにもかかわらず、すでに一部は満席となっています。

<香港内の観光、今後のイベント>

日本と香港の往来がコロナ前のように回復する日も近く期待できそうです。香港政府観光局は日本向けに観光客誘致のマーケティングを進めており、キャンペーン「Hello 香港」を展開する予定です。コロナ禍の約3年の間に、多くの飲食店や小売店が閉鎖しましたが、一方で新たな観光地として美術館「M+」や「故宮博物館」がオープンし、歴史的建造物を保存利用した再開発、ディズニーランドやオーシャンパークのリニューアルなど、コロナ前と違った姿に進化し活気づいています。

注目のイベントはまず「香港セブンス」の開催、香港ラグビー協会は9月29日から、7人制ラグビー大会「香港セブンス」のチケット販売を開始しました。11月4日～6日にハッピーバレーの香港スタジアムで開催されます。

そして国際マラソン大会「スタンダード・チャータード香港マラソン」も来年2月12日に開催する方向で調整されています。今月16日には大会を中止すると発表されていましたが、政府と協会との交渉の末、来年2月で開催を目指すということです。

是非皆さんも機会がございましたら香港へお越しください。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong
Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

BEPS 防止の多数国間条約に承諾、 2022 年 9 月 1 日に発効

～多数国間条約の承認に伴い、日中租税条約も 多数国間条約との統合条約へと改定に～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国は、2001 年 11 月に WTO へ加盟後も様々な国際的な枠組みに加入し、今般、国際租税の枠組みとして、OECD（経済協力開発機構）が立上げた BEPS（“Base Erosion and Profit Shifting”、日本語：税源浸食と利益移転、以下“BEPS”と表記）防止プロジェクトに対しても、既に 2022 年 5 月 25 日に“BEPS を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（以下、“多数国間条約”と表記）”の承認書を OECD へ寄託し、9 月 1 日に同条約が中国で発効しました。これにより、2022 年 9 月 1 日以降、日中租税条約も多数国間条約に従って修正、適用されることとなります。BEPS（防止）は、クロスボーダーを含む関連者取引における不当な利益移転を防止する移転価格税制と緊密な関係にあります。本稿では日中租税条約との関係に着目し、BEPS の概要、中国が承認した多数国間条約の内容と日中租税条約の改定、及び留意事項等に絞り、説明します。

1. “BEPS”とは

“BEPS”とは、原文“Base Erosion and Profit Shifting”の日本語訳となる“税源浸食と利益移転”の通り、グローバル企業がクロスボーダーで行う関連者間取引等を通じて、二か国以上の税率や課税制度の違いを利用し、企業グループの所得を低税率国に移転して税額の低減・回避する、

- ✓ **ミニマムスタンダード**：各国が最低限度実施すべき措置。同条約の第 6 条（対象租税協定の目的）、第 7 条（条約の濫用の防止）及び第 16 条（相互協議手続き）が該当
- ✓ **ミニマムスタンダード以外**：各締結国が多数国間条約の規定の全部（若しくは一部）を適用しない権利や、特定の規定を有する租税条約に多数国間条約の規定を適用しない権利の留保が容認

租税回避行為を指します。

そして、このような“企業が利益を「消失」させたり、経済活動を殆ど或いは全く行っていない無税又は低税率の国・地域に人為的に利益移転させたりすることを可能にしている、既存の国際ルールの隙間を塞ぐための解決策を各国政府に提示”すべく、OECD/ G20 の BEPS 防止プロジェクトが立上げられ、2015 年に BEPS 最終報告書が公表されました。

2. “BEPS”防止への中国の取組及び導入スケジュール

日本では BEPS 防止プロジェクトに迅速に対応し、2019 年 1 月 1 日に上記の多数国間条約が発効ⁱⁱしました。

一方、中国は上述の通り、本年 5 月に多数国間条約の承認書を OECD に寄託、国家税務総局は 2022 年第 16 号公告ⁱⁱⁱを公布し、同公告では多数国間条約の取決めの通り、同条約は 2022 年 9 月 1 日に発効すると共に、同時点で日本を含む 47（か国）の租税条約に、多数国間条約が適用される旨が明記されています。

また、本年 9 月 1 日に同条約の発効に伴い、下記 3 で後述する BEPS 防止措置のうち租税条約に関連する措置が既存の日中租税条約にも反映されます。

尚、同承認書は、香港の租税条約も含まれ（従い、日本と香港間の租税条約も改定され）ます^{iv}。

3. BEPS 防止措置のうち、租税条約の関連措置

まず、多数国間条約の規定に反映された租税条約関連の BEPS 防止措置には以下等が挙げられます^v

- ✓ 行動 2：ハイブリット・ミスマッチ*・アレンジメントの無効化
 - ✓ 行動 6：租税条約の濫用防止
 - ✓ (Ex. 低税率国の第三国の居住者が **不当に**条約の特典を得ようとする行為)
 - ✓ 行動 7：恒久的施設認定の人為的回避の防止
 - ✓ 行動 14：相互協議の効果的実施
- *二以上の国又は地域における課税上の取扱いの差異

次に、各国の租税条約と多数国間条約を統合させるに当たり、各国の実情を考慮して、以下の通り、各締結国は多数国間条約の全てを承認するのではなく、以下(水色枠内)の通り、ミニマムスタンダード以外の条項は、各締結国により適用しない権利や、留保(すなわち権利はあるものの現段階では行使しない)が認められています。

(尚、OECD の“MLI Matching Database (beta)”では、各国の選択・留保状況検索可能です^{vi}。)

4. 日中租税条約との関連事項

日中租税条約もミニマムスタンダード以外の条項を選択・留保して以下の条項を反映しますので、規定上では特段、改定による大きな変化は見受けられません^{vii}。

- ✓ **第 4 条 1:** 双方居住者で個人以外のものを租税条約の適用上いずれか一方の当事国の居住者に振り分ける規定
- ✓ **第 6 条 1:** 租税条約は二重非課税の機会を生じさせるものでないことを明らかにする前文の規定
- ✓ **第 6 条 3:** 経済関係の発展及び租税に関する当事国間の協力の強化に関する前文の規定
- ✓ **第 7 条 1:** 取引等の主要な目的が租税条約の特典を受けることである場合にその特典を認めない規定
- ✓ **第 17 条 1:** 独立企業原則に沿った課税に係る対応的調整に関する規定

そして、発効日と適用日が異なる為、実際の適用は以下のスケジュールとなります。

- (1) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2023 年 1 月 1 日以後に生ずる課税事象
- (2) 当該当事国によって課されるその他の全ての租税については、2023 年 3 月 1 日以後に開始する課税期間に関して課される租税

5. 留意事項

まず、中国の場合、例えば PE 課税について非常にアグレッシブであり、一例として SV 役務の提供時^{viii}など、日本から中国への出張者の役務提供が日中租税条約では PE を構成しない(はず)にもかかわらず、実務運用では中国国内法が日中租税条約に優先し、PE 課税される例も多く散見されます。この点では、国際条約である多数国間条約は発効したものの、中国税務当局の実務運用への効果は限定的とも予想されます。

改定後の日中租税条約の適用時期は 2023 年 1 月以降であり、今後、改定後の日中(特に中国)の税務当局の実務運用を見極める必要がありますが、中国税務当局の PE 課税を始めとした従来の税務リスクには、引続き、慎重に対応する必要があります。

一方で、BEPS 防止との観点から、親子間取引を含むクロスボーダー取引での租税回避行為には、今後一層、厳格な対処が講じられる可能性も考えられます。特に、上述 3 の“行動 6：租税条約の濫用防止”に則り、(前段落のアグレッシブな PE 課税と同様に、“**正当な**”)日本企業の租税条約恩典を不適用とするリスクも生じ得る為、関連規定の制定、実務運用の両面からの留意が必要と考えられます。

- ⁱ 引用箇所全文は、OECD 東京センターの下記 URL を参照のこと。
URL : [G20 財務大臣会合の討議資料となる OECD/G20BEPS プロジェクト成果文書を提示 - 多国籍企業による租税回避を防止するための国際租税制度改革 - OECD](#)
- ⁱⁱ 詳細は下記 URL を参照のこと。
URL : [270930 財研レク資料 \(emb-japan.go.jp\)](#)
- ⁱⁱⁱ 2022 年第 16 号公告の原文は下記 URL の通り。
URL : [同国家税务总局关于《实施税收协定相关措施以阻止税基侵蚀和利润转移的多边公约》对我国生效并对部分税收协定开始适用的公告 \(chinatax.gov.cn\)](#)
- ^{iv} OECD による発表は下記 URL の通り。但し、本稿では香港に関連する内容は割愛する。
URL : [China deposits an instrument for the approval of the Multilateral BEPS Convention - OECD](#)
URL : [我が国と香港との間の租税条約に対する本条約の適用関係の概要 : 財務省 \(mof.go.jp\)](#)
- ^v その他詳細は右記 URL 等を参照のこと。 URL : [BEPS 防止措置実施条約に関する資料 : 財務省 \(mof.go.jp\)](#)
- ^{vi} 同検索サイトは下記 URL の通り。
URL : [MLI Matching Database \(beta\) - OECD](#)
- ^{vii} 統合条文及び詳細は、右記・下記 URL を参照のこと。
URL : [SynthesizedTextforJapan_China_JP.pdf \(mof.go.jp\)](#)
URL : [我が国と中国との間の租税条約に対する本条約の適用関係の概要 : 財務省 \(mof.go.jp\)](#)
- ^{viii} SV 勤務時の PE 課税の詳細 JP マイツ通信 2021 年 7 月号を参照のこと。マイツグループニューズレターは下記 URL の通り。URL : [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](#)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】 : <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原 (しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、

その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。